



Niigata
Industrial
Creation
Organization

令和8年度 『海外展開助成金』 の手引き

- ・ 商流構築支援コース
- ・ トライアルサポートコース

令和8年6月
公益財団法人にいがた産業創造機構

目 次

1	手引きの目的	2
2	助成対象事業者の義務	2
3	助成事業実施中の留意事項	2
4	助成金支払までのスケジュール	3
5	経理	4
6	助成対象経費	7
7	証明書類の整理	13
8	実績報告書	13
9	請求書	13
10	収益納付	14
	【参考】様式集等のダウンロード方法	15
	【参考②】支払関係書類のファイリング方法	16
	(別紙) 外国旅行の宿泊費(一泊(朝食付)分)の助成対象経費上限額	17

(問い合わせ先)

公益財団法人にいがた産業創造機構

マーケティング支援グループ 海外展開支援チーム

〒950-0078 新潟市中央区万代島 5-1 万代島ビル 11 階

TEL:025-246-0063 E-mail: kaigai@nico.or.jp

重要

本手引きは令和8年度採択企業者用に新たに策定したものです。内容を変更しておりますので、過年度の手引きはご利用にならないようお願いいたします。

1 手引きの目的

この手引きは、「海外展開助成金」の助成対象事業者が、事業の実施や経理処理、公益財団法人にいがた産業創造機構（以下「NICO」という。）への報告にあたっての、基本的な事柄を記載しています。

2 助成対象事業者の義務

助成金の交付決定を受けた事業者は、以下の事項を守らなければなりません。

（実施要領第4条）

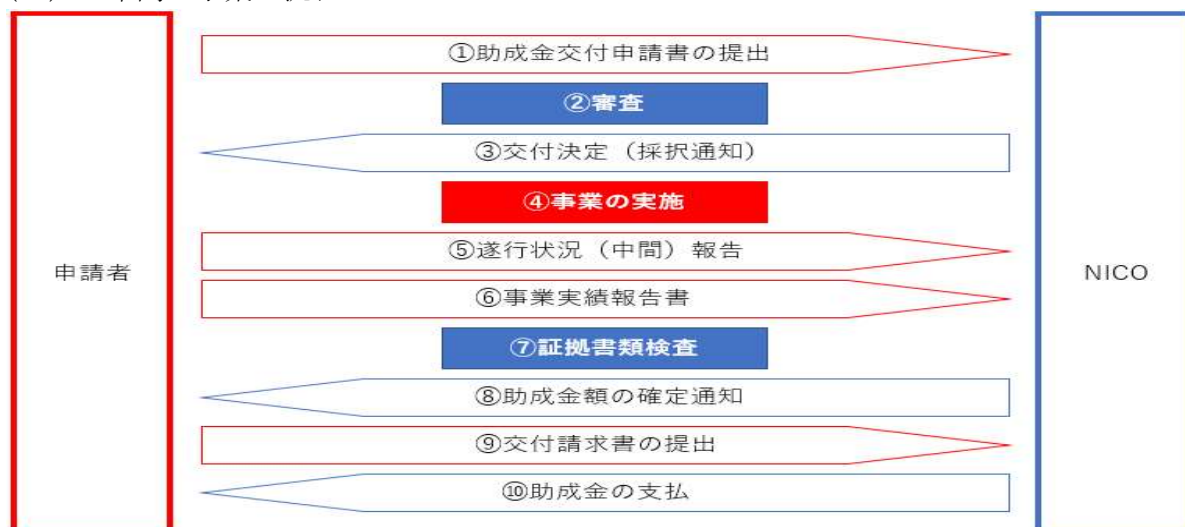
- （1） 助成事業の内容を変更（実施要領第8条に定める軽微な変更を除く）する場合は、事前にNICOの承認を得ること。
- （2） 事業を中止又は廃止する場合は、速やかにNICOの承認を受けること。
- （3） 提出書類をNICOに遅滞なく提出すること。
- （4） 事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行うこと。
- （5） 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証明書類を事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- （6） 事業実績（商談状況等を除く）及び助成金交付額について、NICOのホームページ上で公表することに同意すること。
- （7） 事業終了後3年間、助成事業成果の報告及び助成事業に関する調査に協力すること。

3 助成事業実施中の留意事項 ※(3)(5)は商流構築支援コースのみ

- （1） 助成対象事業者は、事業の遂行状況についてNICOから報告を求められる場合があります。
- （2） 事業内容の変更、事業の全部若しくは一部を中止又は廃止をする場合、あらかじめ、NICOに対して承認申請を行う必要があります。
- （3） 複数年度にわたる経費の配分の変更（今年度未執行分の次年度繰越し等）、予算計上のない事業間での（Ⅰ海外市場調査事業、Ⅱ海外販路開拓事業、Ⅲ海外展開加速化事業）の経費の変更はできません。
- （4） 助成金の支払いは、実績報告書や支払証明書類等の確認後となります。
- （5） 2か年申請で1年目に経費の支払を行い、2年目に出展する計画で出展を取りやめた場合等、助成金を返還いただく場合があります。

4 助成金支払までのスケジュール

(1) 1年間の事業の流れ



(2) スケジュール ※①④⑤⑥は商流構築支援コースのみ

	助成対象事業者が実施すること	NICO が実施すること
1 年 度 目		← 交付決定（実施済）
	①遂行状況報告書の提出 （令和8年10月末時点の状況について 令和8年11月10日までに提出）	→
	②実績報告書の提出 （期限：事業完了後10日以内、又は 令和9年2月15日のいずれか早い日）	→
	③助成金請求書の提出 ※②実績と同時提出	→
		← 内容審査、助成金額確定、支払
2 年 度 目 （2 か 年 事 業 の 場 合 の み）	④遂行状況報告書の提出 （令和9年10月末時点の状況について 令和9年11月10日までに提出）	→
	⑤実績報告書の提出 （期限：事業完了後10日以内、又は 令和10年2月15日のいずれか早い日）	→
	⑥助成金請求書の提出 ※⑤実績と同時提出	→

※事業内容の変更等がある場合は、変更申請書（第2号様式）の提出を行い、NICOからの事前承認を受ける必要があります。

5 経理

5-1 留意事項について

- (1) 助成金の経理処理は、通常の商取引や商慣習とは異なります*。
また、通常とは違った業務管理、経理処理等が必要になります。事業完了後に資料がないということがないように、十分注意してください。
- ・ 実費弁償の考え方（実際事業に要した経費を支払います）
 - ・ 経費の区分管理（流用制限があります）
 - ・ 助成事業とその他の事業との区分管理
 - ・ 時系列での資料整理（日付が確認できるようにしてください）
- (2) 助成事業の経理処理にあたっては、助成金の交付の対象となる経費を明確に区別して処理することとなります。
- (3) 経費は、交付決定日以降に発生（発注）したもので、事業期間中に終了（支払）したものが対象となります。ただし、事前着手が認められている経費（海外渡航費、海外宿泊費、会場借上費（出展料等））については、交付決定日によらずに、令和8年4月1日以降に発生（発注）したものを対象とすることができます。
- (4) 国、都道府県、市町村等から別途、補助金、委託費、助成金等が支給されている経費は助成対象外となりますので注意してください（他の団体から既に補助金を受けている経費、もしくは申請予定の経費は、本補助金の対象経費としての計上不可）。

【対象外経費例】

小規模事業者持続化補助金において、社員の出張費用を「旅費」として経費に計上して申請した。
⇒当該費用を本助成金の「旅費」として費用計上することは不可。

- (5) 経費の虚偽申告や過大請求等による助成金の受給等の不正行為が判明した場合には、交付決定の取消、助成金の全部又は一部の返還命令、不正内容の公表等の処分が科される場合がありますので、適正な経理処理を常に心がけてください。

5-2 事務処理について

- (1) 本事業において助成対象経費となるものは、本事業に使用したものとして明確に区分できるもので、かつ証明書類によって金額等が確認できるものに限ります。したがって、当該事業に使用されたことが確認できる資料、支払の根拠がわかる資料（契約書等）の整理が必要となります。

助成事業終了後に機構が行う完了検査時に、証明書類が不備で支払いが確認できない対象経費についての助成金はお支払いできません。

- (2) 支払は銀行振込またはクレジットカードを原則とし、支払の事実を証明できる資料を保管・整理してください。また、やむを得ず、現金で支払を行う場合にも、支払の事実を証明する資料を保管・整理してください。なお、クレジットカードで支払いを行う場合は、引き落とし日ではなく、利用日を支払日とみなしてください。

【支払証明書類について】※全てデータで可

- ① 申込書（発注書）または契約書
- ② 請求書（請求明細書）
- ③ 支払書類

方法	証明書類例
銀行振込の場合	銀行振込受領書、預金通帳の写し等 ※外国送金の場合は外国送金書類の控の写し
ネットバンキング の場合	銀行が運営するWeb上で振込が証明できる画面 （振込手続き完了画面、取引履歴画面等） ハードコピー、引落口座の該当部分の通帳コピー
クレジットカード払い の場合	領収書、カード会社発行の「カード利用明細書」、ク レジットカード決済口座の通帳のコピー等
口座振替の場合	実際の振替が確認できる預金通帳の写し
現金の場合	領収書

【注意】

- ・ 金融機関発行の外国送金計算書があるものは、日本円で記載してください。
- ・ 支払証明書類で金額が外貨で標記されているものは、計算を行い「日本円」と「計算式」を記載してください。
- ・ 現地支払等で為替レートの記載が無い場合、財務省の外国為替相場を利用して計算してください。また為替相場の適用期間と決済日（書面日）の日程を合わせてください。

【参考】財務省HP（外国為替） <https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/kawase/>

- ・ なお、経費の算出過程において小数点以下の端数が生じる場合は、切り捨てにより計算をしてください。

- (3) 助成対象外費用との混合払い（まとめ払い）を行った場合には、確認が可能な書類（混合払いの内訳等）の整理が必要です。
- (4) 国内消費税及び銀行等口座振込手数料は助成対象外となりますので、対象経費から控除して計上して頂く必要があります。

- (5) 国内消費税において、支払証明書類に本体価格と消費税が別々に記載されている場合は、それぞれを積算表に転記していただきますが、税込表記しかない場合は本体価格と消費税に分け、計算して記載していただく必要があります。
(本体価格の小数点以下は切り捨て、計算式は以下の通り)
なお、海外の税金は控除不要です。

【計算式】
 (例えば…税込価格 49,677 円の場合)
 49,677 (税込価格) ÷ 1.1 という計算をします。
 答えは、49,677 ÷ 1.1 = 45,160.9090909... となりますが、
小数点以下は切り捨てますので、本体価格は 45,160 円となります。

税込価格の 49,677 円から本体価格を引いて消費税を算出します。

税込価格	49,677 円
<u>本体価格 (対象経費)</u>	<u>45,160 円</u>
消費税	4,517 円

◆ 計算適用例

- 海外渡航時の施設使用料 (SW)、旅客サービス施設使用料 (PSFC)、旅客保安サービス料 (OI、PSSC)
- 国内事業者への委託費、広告宣伝費、通信運搬費、通訳・翻訳費等

- (6) 支払証明書類が外国語表記の場合は、①その書類の用途 (契約書、請求書、領収書等) と、②書類内の主要な記載内容 (請求企業、単価、請求総額、領収総額等) について助成対象事業者が、概要が分かるメモの記入を日本語で行った上で提出をお願いいたします。

【記入例】

Amie C Adair
4490 Oak Drive
Albany, NY 12210

展示品輸送費分の請求書

BILL TO
Joseph M. Hone
2019 Radbud Drive
New York, NY 10011

INVOICE # INV-001
INVOICE DATE 11/02/2019
P.O.# 2412/2019
DUE DATE 26/02/2019

Invoice Total 請求総額 \$204.75

QTY	DESCRIPTION	単価	UNIT PRICE	AMOUNT
1	Flare and rear brake cables	100.00	100.00	
2	New set of pedal arms	25.00	50.00	
3	Labor 3hrs	15.00	45.00	
Subtotal				195.00
Sales Tax 5.0%				9.75

TERMS & CONDITIONS
Payment is due within 15 days
Name of Bank
Account number: 1234567890
Routing: 98765432

INV176 الفاتورة

会場借上費分の請求書

التاريخ: 09/09/2019
الرقم: INV-001
التاريخ المستحق: 26/02/2019
المبلغ الإجمالي: \$204.75

الكمية	الوصف	الواحد	المبلغ
1	معدات Core™ من الرمال الزجاج وخدمة العمل مع الرمال	\$300	\$300
1	خدمة تنظيف 3000 براديات	\$300	\$300
1	مخمس أجهزة كاشي	\$180	\$180
1	موز آلة يدوية 1000 و 2	\$7,000	\$7,000
1	معدات 3000 براديات 1000	\$5,000	\$5,000

請求総額 \$204.75

Payment is due within 15 days
Name of Bank
Account number: 1234567890
Routing: 98765432

外国語表記の書類について日本語での説明がないと、
NICO で検査ができませんので、ご協力をお願いいたします。

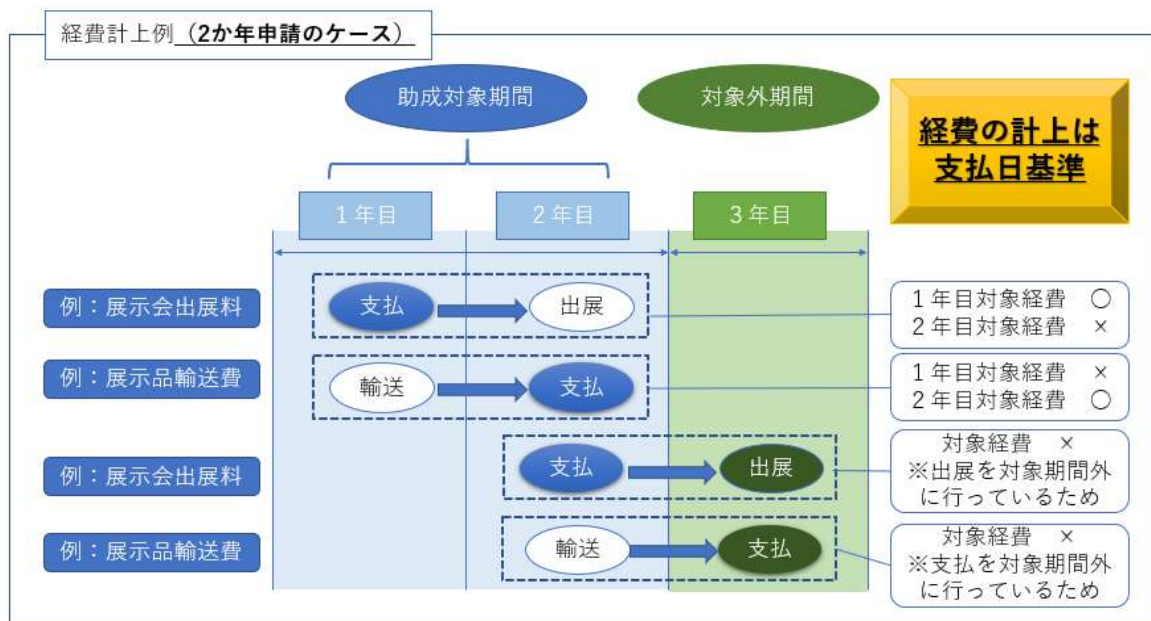
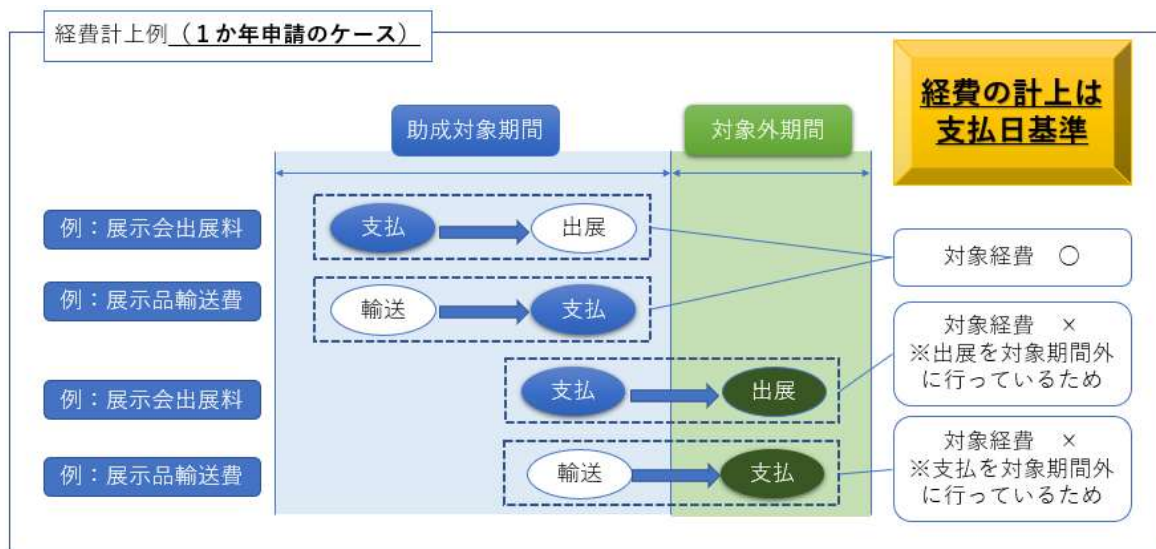
6 助成対象経費

6-1 経費の計上について

助成対象経費の計上については、以下の条件に適合していることが必要です。

- (1) 助成対象事業として決定を受けた事業実施のために必要な最小限の経費
- (2) 助成対象期間内（1年目の助成対象経費は交付決定から令和9年2月15日までの支払い、2年目の助成対象事業経費は令和9年2月16日から令和10年2月15日まで）に契約、支払が完了した経費
- (3) 証明書類（請求書、領収書、Eチケット等）によって助成対象（使途、単価、規模等）の確認が可能であり、かつ、本事業に係るものとして明確に区分できる経費
- (4) 助成対象経費の計上は支払日が計上日となります

※ ただし、助成対象期間中に「対象経費の支払」と「支払分の事項（例：見本市への出展、展示品の輸送等）」を行う必要があります。



6-2 助成対象経費区分ごとの注意事項について

事業実施に必要な以下の経費が助成対象となります。

助成対象経費 (各事業共通)	①謝金（専門家等）	⑦広告宣伝費
	②旅費（海外渡航費・現地宿泊費）	⑧認証取得費
	③通訳・翻訳費	⑨商品開発費
	④通信運搬費	⑩販売促進費
	⑤会場借上費	⑪越境ECサイト等関連費
	⑥展示装飾・設営費	⑫委託費

※ 「交付申請時の事業内容に合致した経費」である必要があります。

① 謝金

- ・ 外部専門家（コーディネーター、委員、講師等）に対する謝金
- ・ 助成対象事業者又は参画事業者やその従業員を専門家等として支出の対象にすることはできません。
- ・ 謝金の単価は、その根拠が助成対象事業者の定める規程等により明確であり、その金額が社会通念上妥当なものである必要があります。
- ・ 当該外部専門家等に、業務を依頼した書類（例：委員就任依頼書、就任承諾書、業務の依頼書、承諾書等）の提出が必要です。

【○対象経費例】

専門家に対する謝金

【×対象外経費例】

外部専門家に対する年額・月額謝金、外部専門家への委託費

【提出書類】

5-2（2）の支払証明書類（P5参照）、社内規程、業務依頼に係る書類（例：委員就任依頼書、就任承諾書、業務の依頼書、承諾書等）

② 旅費

- ・ 対象は助成対象事業者の社員旅費に限ります。
- ・ 1社での出張の場合は2名を、グループ又はコンソーシアムによる出張の場合は1社当たり1名を上限とします。
- ・ 「宿泊料」は、別紙「宿泊費基準額」に定める額を上限とします。
- ・ プレミアムエコノミー、ビジネスクラス等、特別に付加された料金については、助成対象外とします。
- ・ 助成事業以外の用務が一連の行程に含まれる場合は、当該費用について用務の実態を踏まえ、NICOが助成対象経費と助成対象外経費を決定いたします。

（注意事項）

- ・ 出張者は、事業遂行における必要最小限の人数で実施してください。
- ・ 内規（旅費規程）等に基づき適正に命令等されたものでなければなりません。

- ・ 当該業務に従事したことがわかるよう、出張報告には、出張者、用務先、日付、目的のほか、いつ、誰と、どこで、何をしたか記載してください。
- ・ 旅費の行程は内規に基づき適切に計算してください。また、行程は最も経済的及び合理的な経路により算出されたものであることが必要です。
- ・ 銀行振込受領書等により支払の事実（支払の相手方（出張者）、支払日、支払額等）を明確にしてください。

【○対象経費例】

海外渡航時のエコノミークラス航空券代、宿泊代

【×対象外経費例】

プレミアムエコノミー以上の航空券、日当、出張期間の食費、土産代、海外旅行保険代、対象国以外の出張経費

【提出書類】

5-2(2)の支払証明書類(P5参照)、旅費規程、出張命令、行程表(スケジュール表)、出張報告書、Eチケット※等

※ Eチケットで「渡航者氏名、渡航日、発着空港、座席クラス等の確認」をさせていただきます。

③ 通訳、翻訳費

- ・ 助成事業で使用する資料等の翻訳、通訳に要する経費（1名まで）
- ・ 現地で現金により通訳料を支払った場合、必ず領収書（任意の様式で可）を発行してもらってください。
- ・ 翻訳の成果物についても保存のうえ、提出をお願いいたします。

【○対象経費例】

本事業に係る現地調査時の通訳費、多言語版会社案内、パンフレット作成時の翻訳費

【×対象外経費例】

本事業とは直接関係のない通訳翻訳費（日常業務に係る翻訳等）

【提出書類】

5-2(2)の支払証明書類(P5参照)、成果物（翻訳前後の資料）

④ 通信運搬費

- ・ 打ち合わせ等のための資料の郵送料、機器・機材等の運搬のために支払われる経費
- ・ 本事業とは関係のない私物の輸送等は対象外

【○対象経費例】

パンフレット、サンプル品、展示品等輸送費

※サンプル輸送費を計上する場合、本事業に係るサンプル輸送であることを客観的に認められる証拠書類（インボイス等）を必ず提出してください。

【×対象外経費例】

従業員等の私物の輸送費

【提出書類】 5-2 (2) の支払証明書類 (P5 参照)、輸送関係の書類の控え

⑤ 会場借上料

- ・ 会場賃借料、ブース賃借料、見本市等の参加負担金。

※1 他団体等が取りまとめる展示会の共同出展にかかる参加費用等も含まれます。出展面積は問いません。

※2 国・市町村、又はそれらが設立主体の独立行政法人等で国費が充当されている場合、助成対象とならない場合があります。詳細はP12に記載がありますので確認ください。

【提出書類】

5-2 (2) の支払証明書類 (P5 参照)

⑥ 展示装飾・設営費

- ・ 展示装飾、ブース設営等に要する経費

【○対象経費例】

展示ブースの装飾費、レンタル備品費

【×対象外経費例】

イベント用什器等の購入費、消耗品費

【提出書類】

5-2 (2) の支払証明書類 (P5 参照)、展示装飾、ブース設営に係る契約書、図面

⑦ 広告宣伝費

- ・ 商品パンフ・ポスター等印刷製本費等
- ・ 見本市等で配布するパンフレット等を作成する場合、助成事業で使用した分の費用のみを計上してください。
- ・ 作成したパンフレット等は成果物として1部、提出してください。

【○対象経費例】

見本市で配布するパンフレット印刷費、見本市で掲示するポスター等印刷費

【×対象外経費例】

該当見本市以外で使う目的で作成されたパンフレット費等

【提出書類】

5-2 (2) の支払証明書類 (P5 参照)、成果物の写し

⑧ 認証取得費

- ・ 助成事業にかかる認証を取得する際に必要な経費。

【提出書類】

5-2 (2) の支払証明書類 (P5 参照)

⑨ 商品開発費

助成事業の実施に必要な原材料・副資材等に支払われる経費並びに試作品等の設計、デザイン、改良等に要する経費。

- ※1 商品開発のみを目的とする申請はできません。具体的な商流（商談）相手があり、開発（改良）後に商談等を行う計画である必要があります。
- ※2 副資材とは試作開発に必要な消耗品等を指します。
- ※3 購入する原材料等の数量は必要最小限にとどめ、事業期間中に使い切ることを原則とします。事業終了時点での未使用残存品に相当する経費は助成対象となりません。
- ※4 原材料費を助成対象経費として計上する場合は、受払簿（任意様式）を作成し、その受払いを明確にする必要があります。

【提出書類】

5-2 (2) の支払証明書類 (P5 参照)、成果物の写真

⑩ 販売促進費

- ・ 現地での販促等に関連して、代理店等に対して支払う経費。
- ※ 当該国での輸出実績を疎明するとともに、実施予定の企画書（任意様式）が必要です。

【提出書類】

5-2 (2) の支払証明書類 (P5 参照)、輸出実績、企画書

⑪ 越境 EC サイト等関連費

- ・ 越境 EC サイトの新規構築またはモールへの出展に関連して支払う経費

【提出書類】

5-2 (2) の支払証明書類 (P5 参照)、新規構築したサイト（またはモール）の表示画面を印刷したもの

⑫ 委託費

- ・ 助成事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費（※）
- ・ 委託内容、金額等が明記された契約書を締結し、委託する側である助成対象事業者に成果物等を帰属させる必要があります。

【×対象外経費例】

コンサル業者等に支払われる月額や年間の契約費用

【提出書類】

5-2 (2) の支払証明書類 (P5 参照)、契約書（委託内容、金額等について明記）

6-3 助成対象外となる経費について

以下の内容に該当する経費については、助成対象として計上することはできませんのでご注意ください。

《助成対象外となる経費の例①（WTO 協定関係）》

本助成金が、WTO（世界貿易機関）上の協定である「補助金及び相殺措置に関する協定」に抵触しないよう、次のような経費は助成対象外とします。

- ア 県内の商品・製品を営利目的に、海外で継続して販売・営業するための経費（テストマーケティング費用は除く）
 - ・ 県内の商品・製品を販売・営業するため、商社、代理店等に支払われる経費
 - ・ 「海外販売・営業拠点」を設立するための経費
- イ 県産品の海外における売上拡大に伴う原材料費、営業費用等に係る経費
- ウ 海外展開における販売・営業上の損失を補てんする経費

本事業は、県内企業が行う海外での将来的な販売・営業行為を目指す取組みや、輸出拡大に向けたマーケティングを支援するための助成事業であり、助成対象期間中における海外での直接的な販売経費や原材料費に関する補填など、貿易歪曲化に該当する経費は対象外となります。

《助成対象外となる経費の例②（その他）》

- ア 契約から支払までの一連の手續が助成対象期間内に行われていない経費
- イ 助成事業とは関係のない経費
- ウ 領収書等の支払証明書類が不備の経費
- エ 他の取引と相殺して支払が行われている経費
- オ 公租公課（消費税・国際観光旅客税）、各種手数料（振込手数料、海外送金手数料等）、収入印紙代等
- カ 消耗品費、備品購入費、食事代、土産代、人件費（給与、残業手当等の諸手当）日当、海外旅行保険代、電話代、インターネット利用などの通信経費（※wi-fi レンタル料と、それに付随する本事業の実施に必要な最低限の通信費は認めます）
- キ 国費を財源とした他の補助金により助成されている経費

※上記以外にも対象外となる経費がありますので、NICO へご確認ください。

7 証明書類の整理

- (1) 事業区分や経費区分ごとに支払証明書類等を整理してください。
- (2) 事業区分ごとに支払った経費の一覧表を作成してください。
- (3) 支払証明書類には番号を付すなどして、経費区分の金額との対応関係が明確になるようにしてください。(P16「支払関係書類のファイリング方法」参照)

8 実績報告書

当該事業の内容、成果及び経理処理等を以下のとおり、提出をしてください。実績報告書は、交付すべき助成金の額を確定する根拠となる資料であることから、適正に作成することが必要です。

<提出書類> ※各コースで様式が異なるので、各自該当する様式をご確認ください。

① 商流構築支援コース	② トライアルサポートコース
第6号様式 実績報告書	第5号様式 実績報告書
第6号様式 別紙1 事業報告書	第5号様式 別紙1-1(市場調査) または別紙1-2(見本市出展)
第6号様式 別紙2 経費実績書	
助成対象経費 実績積算表	
実績報告書提出書類チェックリスト	
「6-2 経費区分ごとの注意事項について」記載の支払証明書類一式	

※様式のダウンロード方法については、P15をご確認ください。

<作成方法>

- ・ 事業の内容は、当初計画と照らし当該事業で実施した内容を詳細に記載してください。
- ・ 交付申請書で示した事業目標の達成状況について、具体的に記載してください。
- ・ 支出された経費区分・種別が交付申請書と整合するよう留意してください。
- ・ 参考書類として、写真や成果物（パンフレットの写し等）を添付してください。

<提出期限> (以下のいずれか早い日)

- ・ 助成事業が完了した日 (=支払を完了した日) から10日を経過した日
 - ・ 令和8年度事業：令和9年2月15日 / 令和9年度事業：令和10年2月15日
- ※ 例年書類の数が多く確認や修正に時間がかかるため、事業完了後、お早目に提出ください。

9 請求書

提出いただいた実績報告書に基づき検査を行い、助成金の額を確定します。

確定額は実績額よりも減額になることもあります。一旦、実績報告の提出と同時に請求書を提出してください。

10 収益納付（※該当企業にはNICOから報告を依頼します。）

助成事業について、一定以上の収益が生じた場合、交付した助成金の全部または一部を納付していただく場合があります。収益納付の計算式は以下のとおりです。

【 基準納付額： $(B-C) \times A \div D$ 】

※ 上記の式により算出された額から前年度までに収益納付した額を差し引き、正の値であった場合には、収益納付が発生します。

A：助成金交付額（本事業にて交付を受けた助成金額）

B：助成事業に係る収益額（助成事業に係る営業損益等（売上高－製造原価－販売管理費等）の各年度の累計）

C：控除額（助成対象経費）

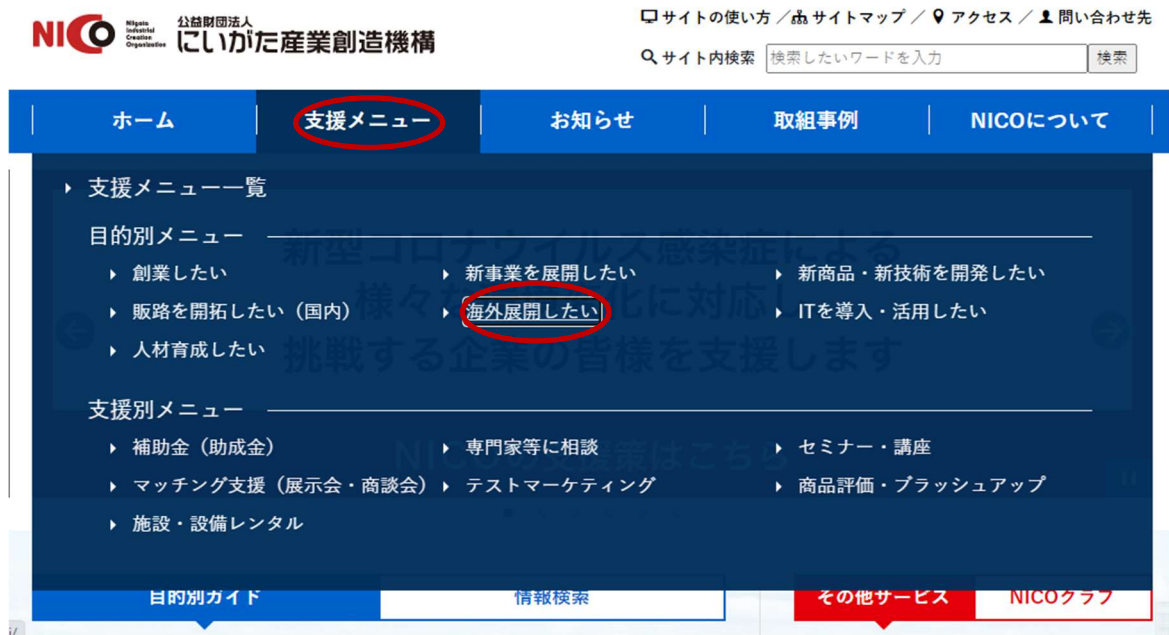
D：助成事業に係る支出額（本報告の事業年度までに助成事業に係る費用として支出された全ての経費（補助事業終了後に発生した経費を含む。））

【参考】様式集等のダウンロード方法

「様式集、チェックシート」の電子データは、NICO ホームページよりダウンロードできます。

ホームページアドレス <https://www.nico.or.jp>

STEP 1 NICO ホームページのトップページにある「サービス検索」より『海外展開したい』を選択。ページ内の「補助金採択者向け」を選択。



i 補助金採択者向け

STEP 2 一覧から『海外展開助成金（採択者向け様式集）』を選択。

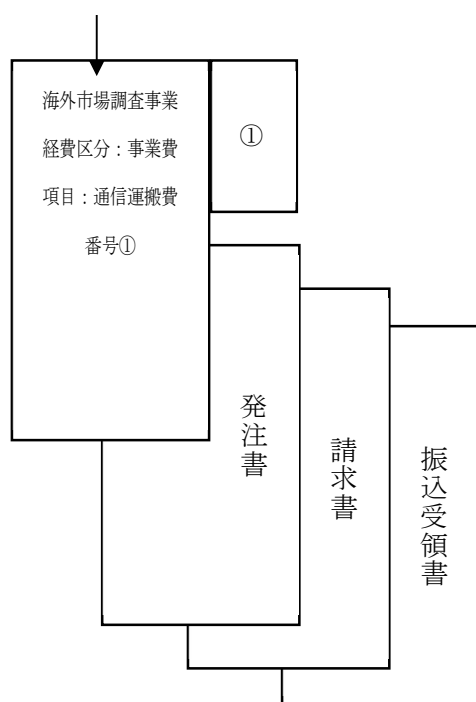
◎ 2 コースは別々の様式ですので、様式を間違えないようご注意ください。

STEP 3 必要な書類をダウンロードしてご利用ください。

【参考②】 支払関係書類のファイリング方法

- 支払証明書類番号順に **A4版** にまとめ、インデックスを付しファイリングを行った上で **スキャンしてPDF化し、各1部** を提出してください。
- 助成対象経費実績積算表の番号欄の番号とインデックス番号が一致するように整理してください。
- 支払証明書類が不備の経費については対象外経費となります。
- 下図のように事業区分、経費区分、項目ごとに取引手続順に整理してください。
- 内容が読み取れるよう、明瞭な状態でスキャンをしてください。

用紙は A4 サイズとしてください。



注意事項

- ※1 原本は提出しないでください。
コピーを NICO へ提出してください。
- ※2 問い合わせをいたしますので、必ず担当者の所属・名前・連絡先をご記載ください。
また、お手元に控えを残してください。
- ※3 提出書類に不備が散見される場合は、資料を一旦返却いたしますので、再提出をお願いいたします。

別紙1 宿泊費基準額

海外出張にあたり、航空便出発時刻の都合等により、やむを得ず国内で前泊や後泊が必要な場合には「1 内国旅行」の宿泊時基準額を参照してください。また、海外への出張時は「2 外国旅行」の宿泊費基準額を参照してください。

1 内国旅行

宿泊地	宿泊費基準額 (1夜につき)
北海道	13,000円
青森県	11,000円
岩手県	9,000円
宮城県	10,000円
秋田県	11,000円
山形県	10,000円
福島県	8,000円
茨城県	11,000円
栃木県	10,000円
群馬県	10,000円
埼玉県	19,000円
千葉県	17,000円
東京都	19,000円
神奈川県	16,000円
新潟県	16,000円
富山県	11,000円
石川県	9,000円
福井県	10,000円
山梨県	12,000円
長野県	11,000円
岐阜県	13,000円
静岡県	9,000円
愛知県	11,000円
三重県	9,000円

宿泊地	宿泊費基準額 (1夜につき)
滋賀県	11,000円
京都府	19,000円
大阪府	13,000円
兵庫県	12,000円
奈良県	11,000円
和歌山県	11,000円
鳥取県	8,000円
島根県	9,000円
岡山県	10,000円
広島県	13,000円
山口県	8,000円
徳島県	10,000円
香川県	15,000円
愛媛県	10,000円
高知県	11,000円
福岡県	18,000円
佐賀県	11,000円
長崎県	11,000円
熊本県	14,000円
大分県	11,000円
宮崎県	12,000円
鹿児島県	12,000円
沖縄県	11,000円

2 外国旅行

(1) アジア

宿泊地		宿泊費基準額 (1夜につき)
国名	地名	
インド	ニューデリー	18,000円
	コルカタ	10,000円
	チェンナイ	12,000円
	ベンガルール	16,000円
	ムンバイ	23,000円
	その他の地	14,000円
インドネシア	ジャカルタ	16,000円
	スラバヤ	12,000円
	デンパサール	18,000円
	メダン	8,000円
その他の地	13,000円	
カンボジア	プノンペン	21,000円
	その他の地	21,000円
シンガポール	シンガポール	34,000円
	その他の地	34,000円
スリランカ	コロンボ	22,000円
	その他の地	22,000円
タイ	バンコク	20,000円
	チェンマイ	14,000円
	その他の地	19,000円
大韓民国	ソウル	26,000円
	済州	23,000円
	釜山	18,000円
	その他の地	23,000円
中華人民共和国	北京	17,000円
	広州	17,000円
	上海	17,000円
	重慶	11,000円
	瀋陽	9,000円
	青島	12,000円
	香港	32,000円
	その他の地	15,000円

宿泊地		宿泊費基準額 (1夜につき)
国名	地名	
ネパール	カトマンズ	15,000円
	その他の地	15,000円
パキスタン	イスラマバード	32,000円
	カラチ	31,000円
	その他の地	31,000円
バングラデシュ	ダッカ	17,000円
	その他の地	17,000円
東ティモール	ディリ	17,000円
	その他の地	17,000円
フィリピン	マニラ	17,000円
	セブ	19,000円
	ダバオ	22,000円
その他の地	22,000円	
ブルネイ	バンドルスリブガワン	20,000円
	その他の地	20,000円
ベトナム	ハノイ	14,000円
	ダナン	15,000円
	ホーチミン	15,000円
	その他の地	14,000円
マレーシア	クアラルンプール	14,000円
	ペナン	14,000円
	その他の地	15,000円
ミャンマー	ヤンゴン	17,000円
	その他の地	17,000円
モルディブ	マレ	47,000円
	その他の地	45,000円
モンゴル	ウランバートル	24,000円
	その他の地	24,000円
ラオス	ビエンチャン	17,000円
	その他の地	17,000円
その他の国		17,000円

(2) 太平洋

宿泊地		宿泊費基準額 (1夜につき)
国名	地名	
オーストラリア	キャンベラ	29,000円
	シドニー	29,000円
	パース	27,000円
	ブリスベン	28,000円
	メルボルン	26,000円
	その他の地	26,000円
キリバス	タラワ	25,000円
	その他の地	25,000円
サモア	アピア	25,000円
	その他の地	25,000円
ソロモン	ホニアラ	25,000円
	その他の地	25,000円
トンガ	ヌクアロファ	25,000円
	その他の地	25,000円
ニュージーランド	ウェリントン	27,000円
	オークランド	27,000円
	その他の地	24,000円
バヌアツ	ポートビラ	25,000円
	その他の地	25,000円
バブアニューギニア	ポートモレスビー	38,000円
	その他の地	38,000円
パラオ	コロール	25,000円
	その他の地	25,000円
フィジー	スバ	33,000円
	その他の地	40,000円
マーシャル	マジュロ	25,000円
	その他の地	25,000円
ミクロネシア	コロニア	25,000円
	その他の地	25,000円
その他の国		25,000円

(3) 北米

宿泊地		宿泊費基準額 (1夜につき)
国名	地名	
アメリカ合衆国	ワシントン	54,000円
	アトランタ	38,000円
	サンフランシスコ	49,000円
	シアトル	42,000円
	シカゴ	44,000円
	デトロイト	43,000円
	デンバー	40,000円
	ナッシュビル	37,000円
	ニューヨーク	57,000円
	ハガツニャ	18,000円
	ヒューストン	28,000円
	ボストン	59,000円
	ホノルル	49,000円
	マイアミ	39,000円
	ロサンゼルス	42,000円
	その他の地	36,000円
カナダ	オタワ	34,000円
	カルガリー	34,000円
	トロント	49,000円
	バンクーバー	44,000円
	モントリオール	36,000円
その他の地	35,000円	
その他の国		36,000円

(4) 中南米

宿泊地		宿泊費基準額 (1夜につき)
国名	地名	
アルゼンチン	ブエノスアイレス	25,000円
	その他の地	24,000円
ウルグアイ	モンテビデオ	20,000円
	その他の地	20,000円
エクアドル	キト	27,000円
	その他の地	25,000円
エルサルバドル	サンサルバドル	27,000円
	その他の地	27,000円
キューバ	ハバナ	14,000円
	その他の地	14,000円
グアテマラ	グアテマラ	22,000円
	その他の地	21,000円
コスタリカ	サンホセ	32,000円
	その他の地	32,000円
コロンビア	ボゴタ	18,000円
	その他の地	17,000円
ジャマイカ	キングストン	44,000円
	その他の地	44,000円
チリ	サンティアゴ	26,000円
	その他の地	24,000円
ドミニカ共和国	サントドミンゴ	34,000円
	その他の地	33,000円
トリニダード・トバゴ	ポートオブスペイン	40,000円
	その他の地	36,000円
ニカラグア	マナグア	14,000円
	その他の地	14,000円
ハイチ	ポルトープランス	33,000円
	その他の地	33,000円
パナマ	パナマ	23,000円
	その他の地	21,000円
パラグアイ	アスンシオン	22,000円
	その他の地	17,000円
バルバドス	ブリッジタウン	47,000円
	その他の地	47,000円

宿泊地		宿泊費基準額 (1夜につき)
国名	地名	
ブラジル	ブラジリア	16,000円
	クリチバ	12,000円
	サンパウロ	20,000円
	マナウス	14,000円
	リオデジャネイロ	19,000円
	レシフェ	13,000円
	その他の地	11,000円
ベネズエラ	カラカス	31,000円
	その他の地	31,000円
ペルー	リマ	20,000円
	その他の地	19,000円
ボリビア	ラパス	13,000円
	その他の地	13,000円
ホンジュラス	テグシガルバ	29,000円
	その他の地	29,000円
メキシコ	メキシコ	19,000円
	レオン	17,000円
	その他の地	19,000円
その他の国		14,000円

(5) 欧州

宿泊地		宿泊費基準額 (1夜につき)
国名	地名	
アイスランド	レイキャビク	49,000円
	その他の地	47,000円
アイルランド	ダブリン	36,000円
	その他の地	33,000円
アゼルバイジャン	バクー	25,000円
	その他の地	25,000円
アルバニア	ティラナ	16,000円
	その他の地	16,000円
アルメニア	エレバン	27,000円
	その他の地	26,000円
イタリア	ローマ	30,000円
	ミラノ	31,000円
	その他の地	22,000円
ウクライナ	キーウ	21,000円
	その他の地	21,000円
ウズベキスタン	タシケント	25,000円
	その他の地	24,000円
英国	ロンドン	44,000円
	エディンバラ	38,000円
	その他の地	29,000円
エストニア	タリン	19,000円
	その他の地	20,000円
オーストリア	ウィーン	24,000円
	その他の地	21,000円
オランダ	ハーグ	24,000円
	その他の地	25,000円
カザフスタン	アスタナ	23,000円
	その他の地	23,000円
北マケドニア	スコピエ	21,000円
	その他の地	20,000円
キプロス	ニコシア	33,000円
	その他の地	26,000円
ギリシャ	アテネ	28,000円
	その他の地	25,000円
キルギス	ビシュケク	15,000円
	その他の地	15,000円
クロアチア	ザグレブ	21,000円
	その他の地	22,000円

宿泊地		宿泊費基準額 (1夜につき)
国名	地名	
ジョージア	トビリシ	21,000円
	その他の地	21,000円
スイス	ベルン	33,000円
	ジュネーブ	38,000円
	その他の地	32,000円
スウェーデン	ストックホルム	30,000円
	その他の地	25,000円
スペイン	マドリード	31,000円
	バルセロナ	34,000円
	その他の地	24,000円
スロバキア	ブラチスラバ	22,000円
	その他の地	18,000円
スロベニア	リュブリャナ	23,000円
	その他の地	22,000円
セルビア	ベオグラード	25,000円
	その他の地	21,000円
タジキスタン	ドゥシャンベ	28,000円
	その他の地	28,000円
チェコ	プラハ	19,000円
	その他の地	17,000円
デンマーク	コペンハーゲン	34,000円
	その他の地	30,000円
ドイツ	ベルリン	25,000円
	デュッセルドルフ	22,000円
	ハンブルク	25,000円
	フランクフルト	20,000円
	ミュンヘン	24,000円
	その他の地	19,000円
トルクメニスタン	アシガバット	21,000円
	その他の地	21,000円
ノルウェー	オスロ	32,000円
	その他の地	29,000円
バチカン	バチカン	21,000円
	その他の地	21,000円
ハンガリー	ブダペスト	21,000円
	その他の地	19,000円
フィンランド	ヘルシンキ	27,000円
	その他の地	26,000円

(5) 欧州 (続き)

宿泊地		宿泊費基準額 (1夜につき)
国名	地名	
フランス	パリ	38,000円
	ストラスブール	24,000円
	マルセイユ	23,000円
	その他の地	25,000円
ブルガリア	ソフィア	20,000円
	その他の地	18,000円
ベラルーシ	ミンスク	26,000円
	その他の地	26,000円
ベルギー	ブリュッセル	34,000円
	その他の地	26,000円
ポーランド	ワルシャワ	18,000円
	その他の地	15,000円
ボスニア・ヘルツェゴビナ	サラエボ	18,000円
	その他の地	16,000円
ポルトガル	リスボン	28,000円
	その他の地	22,000円
モルドバ	キシナウ	20,000円
	その他の地	20,000円
ラトビア	リガ	18,000円
	その他の地	18,000円
リトアニア	ビリニュス	18,000円
	その他の地	18,000円
ルーマニア	ブカレスト	21,000円
	その他の地	17,000円
ルクセンブルク	ルクセンブルク	35,000円
	その他の地	29,000円
ロシア	モスクワ	21,000円
	ウラジオストク	21,000円
	サンクトペテルブルク	21,000円
	ハバロフスク	21,000円
	ユジノサハリンスク	21,000円
その他の地	21,000円	
その他の国		21,000円

(6) 中東

宿泊地		宿泊費基準額 (1夜につき)
国名	地名	
アフガニスタン	カブール	23,000円
	その他の地	23,000円
アラブ首長国連邦	アブダビ	30,000円
	ドバイ	25,000円
	その他の地	24,000円
イエメン	サヌア	23,000円
	その他の地	23,000円
イスラエル	テルアビブ	37,000円
	その他の地	33,000円
イラク	バグダッド	23,000円
	その他の地	23,000円
イラン	テヘラン	23,000円
	その他の地	23,000円
オマーン	マスカット	14,000円
	その他の地	15,000円
カタール	ドーハ	17,000円
	その他の地	17,000円
クウェート	クウェート	23,000円
	その他の地	24,000円
サウジアラビア	リヤド	43,000円
	ジッダ	21,000円
	その他の地	37,000円
シリア	ダマスカス	23,000円
	その他の地	23,000円
トルコ	アンカラ	15,000円
	イスタンブール	20,000円
	その他の地	19,000円
バーレーン	マナーマ	22,000円
	その他の地	22,000円
ヨルダン	アンマン	21,000円
	その他の地	21,000円
レバノン	ベイルート	23,000円
	その他の地	23,000円
その他の国		23,000円

(7) アフリカ

宿泊地		宿泊費基準額 (1夜につき)
国名	地名	
アルジェリア	アルジェ	30,000円
	その他の地	29,000円
アンゴラ	ルアンダ	47,000円
	その他の地	47,000円
ウガンダ	カンバラ	19,000円
	その他の地	31,000円
エジプト	カイロ	32,000円
	その他の地	31,000円
エチオピア	アディスアベバ	18,000円
	その他の地	24,000円
ガーナ	アクラ	29,000円
	その他の地	29,000円
ガボン	リーブルビル	32,000円
	その他の地	32,000円
カメルーン	ヤウンデ	26,000円
	その他の地	26,000円
ギニア	コナクリ	22,000円
	その他の地	22,000円
ケニア	ナイロビ	26,000円
	その他の地	26,000円
コートジボワール	アビジャン	32,000円
	その他の地	32,000円
コンゴ民主共和国	キンシャサ	22,000円
	その他の地	22,000円
ザンビア	ルサカ	33,000円
	その他の地	37,000円
ジブチ	ジブチ	22,000円
	その他の地	22,000円
ジンバブエ	ハラレ	19,000円
	その他の地	19,000円
スーダン	ハルツーム	22,000円
	その他の地	22,000円
セーシェル	ビクトリア	22,000円
	その他の地	22,000円
セネガル	ダカル	40,000円
	その他の地	39,000円
タンザニア	ダルエスサラーム	22,000円
	その他の地	23,000円

宿泊地		宿泊費基準額 (1夜につき)
国名	地名	
チュニジア	チュニス	29,000円
	その他の地	29,000円
ナイジェリア	アブジャ	31,000円
	その他の地	31,000円
ナミビア	ウィントフック	13,000円
	その他の地	17,000円
ブルキナファソ	ワガドゥグー	23,000円
	その他の地	23,000円
ベナン	コトヌ	27,000円
	その他の地	27,000円
ボツワナ	ハボローネ	23,000円
	その他の地	23,000円
マダガスカル	アンタナナリボ	24,000円
	その他の地	24,000円
マラウイ	リロングウェ	26,000円
	その他の地	26,000円
マリ	バマコ	41,000円
	その他の地	41,000円
南アフリカ共和国	プレトリア	16,000円
	その他の地	18,000円
南スーダン	ジュバ	22,000円
	その他の地	22,000円
モーリシャス	ポートルイス	38,000円
	その他の地	26,000円
モーリタニア	ヌアクショット	21,000円
	その他の地	21,000円
モザンビーク	マプト	18,000円
	その他の地	19,000円
モロッコ	ラバト	20,000円
	その他の地	19,000円
リビア	トリポリ	22,000円
	その他の地	22,000円
ルワンダ	キガリ	29,000円
	その他の地	29,000円
その他の国		22,000円

(8) その他の地域

その他の地域	21,000円
--------	---------